

第25江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和4年3月11日(金)

招集場所 江府町役場2階多目的室

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(10人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	松本 良史	7番	梅田 茂
2番	高津 孝司	8番	遠藤 功
3番	船越 征子	9番	奥田 隆範
4番	加藤 直行	10番	山本 信男
5番	松原 憲治		
6番	本高 善久		
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		竹内 求
	神庭 良昌		

欠席 農業委員(1人)・農地利用最適化推進委員(0人)

11番 長尾 保

職員及び関係者 局長 松原 俊二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

- 第1号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 第2号議案 農用地利用配分計画(案)について
- 第3号議案 非農地証明について
- 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6号議案 国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について
- 第7号議案 令和4年度農作業標準賃金(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

10番委員 山本 信男

1番委員 松本 良史

事務局： 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、第25回江府町農業委員会総会を始めさせていただきます。今日は長尾委員さんが欠席と言う事でございます。そうしますと加藤会長の方から挨拶を頂きたいと思っております。

会長： 皆さん改めましておはようございます。今日は第25回の総会にご出席を頂きまして誠にありがとうございます。3月も11日、この頃になりますと日々春の訪れと言うものを実感する今日この頃でございます。さて、先月の総会においてわたくしどもの意見書に対する回答書を町長から頂きまして、皆様方にご提示をさせて頂いたところでございます。大変誠意ある回答を頂いたと言う認識でございます。総会が終わりましてから松原代理さんと一緒に町長の所にお邪魔をし、面談をして、稲作支援金の政策発動を中心にお礼を申し上げました。町長からは「これは前向きな交付金です。」と特に力説をされておりまして、大変表情を明るく対応を頂きました。やはり今後も我々農業委員会として、あるいは町当局のそれぞれの事業機能を発揮して、併せてこの様に町長との意思疎通も大切にしながら、目的は町内農業者の皆様の利益のために、これからも専心取り組んで行かなければならないと言う事を改めて痛感をした次第でございます。以上報告を申し上げます。なお今日は議案として7号議案と盛りだくさんでございます。それから合わせて課題であります最適化交付金の活動記録簿の意思統一、これ辺りも事務局長さんの方で取り運びを頂いて、皆さんで今後の方向性について意思統一が図れたらという風に考えております。以上を申し上げましてご挨拶に代えさせていただきます。

議長： それでは総会審議に入ります。今日は欠席者が1名、本日出席委員数は会議規則第5条により、委員定数の過半数に達しておりますので本総会は成立していることをご報告申し上げます。次に議事録署名委員の指名でございます。署名委員を議長が指名することにご異議ございませんか。

委員： 異議なし（全員）

議長： ありがとうございます。それでは議席番号1番、松本委員、同じく議席番号10番、山本委員にお願いをします。尚会議書記は事務局を指名します。それでは日程に従いまして報告事項に入ります。事務局長より説明をお願いします。

事務局： 報告事項2件ご説明をさせていただきます。まず2ページをご覧ください。合意解約について2件上がっております。受付番号6番、借人が〇〇の〇〇〇〇さん、貸人が〇〇〇にお住いの〇〇〇〇さん、農地が大字〇〇字〇〇〇△△△△番、△、△△△㎡の〇でございます。平成△△年△月△日から契約が始まりました。△年間の契約の予定でしたが、令和△年△△月△△日に合意が成立し、土地の引き渡し△月△日と言う事で、△年間の契約でございました。借人のご都合による解約と言う事でございます。地図を3ページに付けております。続きまして受付番号8番、借人が〇〇の〇〇〇〇さん、貸人が〇〇の〇〇〇〇さん、農地が大字〇〇字〇〇△△△△番他全部で△筆、合計面積が△、△△△㎡、全て〇でございます。こちらも契約の開始が平成△△年△月△日から△年間と言う事でございましたが、令和△年△月△△日に合意の成立そして土地の引き渡

しと言う事で、△年△△△間の契約でございました。こちら借受人の方の都合による解約と言う事でございます。地図を4ページに付けております。続きまして5ページをご覧ください。令和3年の江府町農地賃借料情報と言う事で、こちらの方を報告させていただきます。毎年1月から12月までの年間の賃借料の額等を公表しているところがございます。令和3年1月から12月までの12カ月間を表にしたものが以下のとおりでございます。なおこのデータにおきましては賃借料を物納としている場合は、30キロ当たり5,000円に換算しております。数値は全て100円単位としておりまして、100円未満につきましては四捨五入をしております。報告事項としましては以上でございます。

議長： ありがとうございます。以上報告事項につきまして皆さんの方から質問、ご意見をお願いしたいと思いますが、賃借料情報については実績、興味深い数値が取り纏まっている様でございます。それでは打ち切りまして日程6の議事に入らせていただきます。それでは議案第1号、農用地利用集積計画（案）につきまして、提案説明をお願いします。

事務局： はい、議案第1号、農用地利用集積計画（案）についてお諮り申し上げます。7ページから続いておりますが、相対による契約が4件ございますが全て新規でございます。そして機構を介しての契約が2件、こちらも全て新規でございます。それでは説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。申請番号10番、農地が大字○○○字○○○△△△△番、△△△㎡の○でございます。貸付人が○○○の○○○○さん、借受人が○○○○○○○○○○、○○の作付けで賃料は○○、期間は令和△年△月△日から令和△△年△△月△△日までの契約でございます。地図を19ページに付けております。続きまして申請番号11番、農地が大字○○○字○○○△△△△番、△、△△△㎡の○でございます。貸付人は○○○の○○○○さん、借受人は同じく○○○○○○○○○○、○○の作付けで賃料は○○、期間は令和△年△月△日から令和△△年△△月△△日までの契約でございます。地図を20ページに付けております。はぐっていただきまして9ページ、申請番号12番、農地が大字○○字○○△△△△番、△、△△△㎡の○でございます。貸付人は○○の○○○さん、借受人は同じく○○の○○○○さんで、○○の作付けで賃料は○○、期間は令和△年△月△日から令和△△年△△月△△日までの契約でございます。地図を21ページに付けております。続きまして申請番号13番、農地が大字○○○字○○○△△△△番、△、△△△㎡の○でございます。貸付人は○○○の○○○さん、借受人は○○○の○○○さん、○○の作付けで賃料は○○、期間は令和△年△月△日から令和△年△△月△△日までの契約でございます。地図を22ページに付けております。地区担当の長尾委員さんからコメントを頂いております。今回新規と言う形で挙がってきておりますけれども、管理等は○○さんが従来から頼まれてやっていたと言う事でございますが、今回正式に出たと言う事で挙げさせていただいたところがございます。それぞれ借受人の方の経営状況につきましては13ページに一覧を付けておりますのでご参照いただけたらと思います。続きまして中間管理権による案件でございます。14ページをご覧ください。こちらが2件でございます。申請番号14番、農地が大字○○字○○○○△△△番他全部で△筆、合計面積が△、△△△㎡の○でございます。貸付人は○○の○○○○さん、借受人は○○○○○○○○○○でございます。









見 山： お願いします。

議 長： まだ議論があるかとは思いますが、〇〇、〇〇〇〇、中間管理機構が介して事業者と面談をしていますから、的確な事業者、適格法人であるとは認められると思いますが、今議論がある様に〇〇集落が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇がどの様な考え方をお持ちなのか、この審査にあたって、それから同時に下流域の〇〇〇集落も全く関係がないとは言えないと思うんです。それぞれの集落それから〇〇の場合は〇〇の立場も含めて、何かご意見がありましたらお尋ねをしたい、お聞きしたいんですが、高津委員さんどうですか。

高 津： はい、先ほどもお話をしました様に、〇〇を作るにも〇〇〇〇が丁度反対側にいますので、春作業から秋の収穫まで逐一作業内容は分かりますので、〇〇さんは〇〇にもいるので、その辺の情報交換もしながら、どういう耕作のやり方とか、そういう計画の話は今後して頂く様にしていますし、その中で先ほどから出ています様に、〇〇だけと聞いていたのに何で〇〇〇〇を作るの、と言う様な話があればこちらの方や役場の方に苦言をしたいと思えますし、〇〇さんは元々〇〇〇〇〇〇〇を作っていますので、これは作付けもそんなに多くないので、〇〇が〇〇するほどのことはないと思えます。契約自体は役場の方で集落を含めて3社協議をしていますので、先ほど議長さんからもありました管理機構が間に入っておりますので、経営規模等踏み倒しと言う事は有ってはいけない事なので、その辺の保全関係は〇〇がやってくれていると思えますので、これは役場も入っておりますので、十分かなと思えます。

議 長： ありがとうございます。一定関心も含めて何かあれば役場なり農業委員会の方にも申して頂きたいと思えます。〇〇〇集落の梅田委員さん集落としてどの様なお考えをお持ちでしょうか。

梅 田： 集落には△△月か△△月の初め頃に一応こういう企業が〇〇〇に入ると言う事は説明をしました。私も親会社である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の本社に行きまして、その時に〇〇の〇〇等〇〇と協議をして、なるべくしない様にと言う事をおっしゃられていたので、〇〇〇としてはその言葉を信じるしかありませんので、〇〇道路でもありますので、荒地があるよりは〇〇でも作ってもらえたら有り難い事だと言う考えであります。

議 長： はい、ありがとうございます。それぞれの集落、〇〇のご意見も伺いました。これを踏まえて皆さんの方から再度質問、ご意見を賜りたいと思えますが。それでは質疑を打ち切らせていただいて、いろいろとご議論はあるかと思えますけども、総じて相応の手順を踏んで、関係する集落、〇〇のお考えも尊重する中でこの提案が出されていると言う風に考えますので、採決を取らせていただきたいと思います。それでは議案第2号、農用地利用配分計画（案）につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。続きまし







をする様な形で考えておられます。先ほど非農地証明で承認を頂きました△△△△番におきましては、〇〇〇〇〇を〇〇に〇〇をされて活用すると言う計画がされております。以上でございます。

議 長： それでは質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

松 原： はい。

議 長： 松原代理。

松 原： △△△△番は先ほどの非農地証明の隣なんですけども、ここの農振の網はどうなっているんですか。

事務局： 今回の申請のところは△△月△△日の第20回の総会の時に振興地域計画の変更の意見具申を頂いて、これを承認頂いて、その後手続きは完了をしております。

松 原： 分かりました。

議 長： その他ございませんか。それでは質疑を打ち切り採決を取ります。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。続きまして議案第6号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について、提案説明をお願いします。

事務局： 資料の方55ページになります。議案第6号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定についてお諮りをさせていただきます。受付番号20番、こちらは大字〇〇地区でございます。この度まとまって出てまいりました。56ページに区域図を付けております。①から⑨までブロックで示して頂いております。この区域の全体を示したものとしましては77ページから79ページまで、地籍調査で測量をされた図が付けてあります。農地から農地以外になった筆が119筆と言う事で58ページから71ページまで上がっております。農地以外から農地になった筆が19筆と言う事で73ページ、74ページになります。次に農地から農地になった筆が7筆、こちらは76ページになります。以上です。

議 長： 以上提案説明を終わります。皆さん方の質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

松 原： よろしいですか。

議 長： はい、松原代理。

松 原： 国土調査法に基づく地籍調査は全国的にやっているんですが、鳥取県は遅れている、その中でも江府町も遅れている方の様なんですけど、直接農業委員会は関係してないんですけども、将来見として江府町の推進と言うか、どのくらい割合が終わっていて、後どのくらいやるのが分かりますか。町内の地籍調査の実態はどんな感じですか。

議 長： 事務局、長把握しておられますか。

事務局： すみません。江府町市内の何パーセントまで進んでいるかと言うのは、事務局のも把握しておりません。

松 原： 集落毎ですよ。

事務局： ちょっと聞いてみます。申し込んでもなかなか順番には回って来ないと言う話は聞いておりますけども、これは調べます。

議 長： 今回は〇〇で〇〇、〇〇は地籍調査の対象にはなってないですね。

事務局： そうですね、このエリアとしては〇〇まで掛かってないです。

議 長： 地籍調査は非常に良い調査で、〇〇地内は既に終わりましたけれども、所有者と一緒に山の中に入って現地確認をしながら進めて行くんですけども、職権で農地から農地外に、農地から農地に、農地外から農地と全部調査をして、地目変をやってしまいますので、非常に良い仕組みなので、今松原代理もおっしゃったとおり出来るだけ早く町内スキルにしてもらいたいなという風に思っております。その他いかがでしょうか。それでは質疑を打ち切り採決を取らせていただきます。議案第6号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。続きまして議案第7号、令和4年農作業標準賃金（案）について提案説明をお願いします。

事務局： 資料の80ページになります。議案第7号、令和4年農作業標準賃金（案）についてお諮りを申し上げます。81ページに一覧を示させていただいております。こちらをご覧ください。先月2月9日の総会の時に案を皆さんにお聞きしたところでございます。一般農作業の表記を1時間当たりの単価、鳥取県の最低賃金を下回らないと言う形で、時間単価の方に表記を変えさせて頂いたと言う所と、荒代掻きの整備田価格の8,250円と言うところでございます。こちらは農業公社の金額と合わせたと言う所を了承い

ただいたところでございます。これでお諮りをさせて頂きたいと思ひます。

議 長： 以前皆さんからご意見を頂いた案件でございます。質問、意見のある方は挙手をお願いします。それでは質疑を打ち切り採決を取ります。議案第7号、令和4年農作業標準賃金（案）につきまして原案賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。上予定をしました議事を終了いたします。日程7のその他に入らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局： はい、それでは1ページをご覧ください。次回の農業委員会総会でございます。令和4年4月12日火曜日、午前9時30分から、会場はこちら江府町役場2階多目的室でお願いしたいと思います。続きまして農地相談会でございます。今月ですけれども、3月17日木曜日、午後1時30分から3時30分まで、会場は役場1階相談室1で、担当頂きます委員さんは、本高委員さんと山本委員さん、お忙しい中でございますがよろしくお願ひいたします。なお4月の相談会でございますが、4月21日木曜日、午後1時30分から3時30分まで、同じく役場1階相談室1の方で行います。担当頂きます委員さんは梅田委員さんと長尾委員さんにお願ひをしたいと思います。その他につきましては以上でございます。

議 長： 以上ですが、この点について何かご意見はございますか。無い様ですのでその他、事務局長お願ひします。

事務局： （最適化交付金関係の説明）

議 長： それでは今日は7件の議案を慎重審議いただきましてありがとうございました。やはり新しい制度ですね、町の協力も得ながら、また我々の意思で条例変更までして、新しい制度を導入したわけです。このことによって農業委員会の活動が活発化し来ると、そして何度も良いましけれども、地域の皆さんの利益になれば言う事はありませんので、制度達成のためにこういう局面になってしまいましたけれども、きちんと整理をして次につなげていきたいと思ひます。本日は大変失礼しました。ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 10 番委員

署名委員 1 番委員